

(素案)

枚方市立小・中学校の配置等の 適正化について

(将来における適正な配置等のあり方について)

(中間答申)

平成 27 年 1 月

枚方市学校規模等適正化審議会

写

平成 27 年 1 月 日

枚方市教育委員会
委員長 記虎 敏和 様

枚方市学校規模等適正化審議会
会 長 岡 澤 潤 次

枚方市立小・中学校の配置等の適正化について（中間答申）

本審議会は、貴教育委員会の諮問事項について、現在審議を進めているところですが、このたび、現時点における市立小・中学校の配置等の適正化に係る方向性をとりまとめましたので、中間答申いたします。

目 次

1. はじめに	1
2. 枚方市立小・中学校の現状	2
(1) 児童生徒数	2
(2) 学校数	2
3. 学校規模等における課題	2
4. 「将来における適正な配置等のあり方」の検討に関する今後の方向性について	3
(1) 適正な配置等の基本的な考え方	3
① 小規模校について	3
② 大規模校について	4
③ 過密校について	4
(2) 学校統合について	4
① 対象校の要件について	4
② 学校統合にあたっての留意事項について	4
5. 今後の審議方向	5

資料編

1. 諮問書（写）	8
2. 枚方市学校規模等適正化審議会委員名簿	11
3. 枚方市学校規模等適正化審議会審議経過	12
4. 児童・生徒数の推移	13
5. 平成26年1月 枚方市 人口推計調査報告書（抜粋）	14
6. 枚方市立小中学校一覧	15
7. 乳幼児数からの今後の小規模校、大規模校、過密校の一覧表	17
8. 課題校についてのメリット・デメリットについて	18
9. 小規模校のメリット、デメリットについての学校聞き取り調査結果 ...	19
10. 人口推計からの試算による今後の小規模校、大規模校の一覧表（将来推計） .	20

1. はじめに

枚方市教育委員会では、子どもたちの健やかな成長と学校教育の充実を図るため、平成23年11月の「枚方市学校規模等適正化審議会（第三次）」の答申（以下「第三次答申」という。）を踏まえ、「枚方市学校規模等適正化基本方針（改定版）」（以下「改定基本方針」という。）を策定し、小中連携等の教育課題や地域との連携を充実させる観点から、優先課題として、同じ小学校に通う児童が分れることなく、1つの中学校に進学する通学区域（いわゆる「一小一中」）の接続関係への改善に取り組まれています。

その結果、「一小一中」の接続関係になっていない小学校は、平成27年4月時点において蹉跎小学校のみとなり、その改善については、関係する中学校の校舎の整備時期を見極め、受け入れが可能となった時期に実施するとされています。

このように、「一小一中」の接続関係への改善については、一定の方向性が確立されたといえます。

一方、学校規模に関する課題については、一部の学校において新規住宅建設により、児童生徒が増加している状況が見受けられますが、全市的には、少子化の進行により、児童生徒数が減少し、小規模校が増えています。また、今後も児童生徒数の大幅な減少が見込まれ、学校の更なる小規模化により教育環境への影響や学校運営への支障が懸念されています。

このことから、教育委員会は、これら学校規模に関する課題の解消を図るため、平成26年7月17日に、「将来における適正な配置等のあり方について」本審議会に諮問されました。

本審議会では、この間5回にわたり市立小学校及び中学校の現状をもとに課題の抽出や適正化の必要性について審議し、学校の規模や配置等の適正化に関する基本的な考え方等を取りまとめました。

ここに、現時点での「将来における適正な配置等のあり方」に係る今後の検討の方向性について、中間答申としてお示しするものです。

（資料1 「諮問書（写）・諮問理由」参照 P8）

（資料2 「枚方市学校規模等適正化審議会委員名簿」参照 P11）

（資料3 「枚方市学校規模等適正化審議会審議経過」参照 P12）

2. 枚方市立小・中学校の現状

(1) 児童生徒数

枚方市の小中学校の児童生徒数は、昭和 40 年頃から急増期に入り、小学校の児童数は、昭和 40 年度に 9,947 人であったのが、毎年増加し、昭和 57 年度に 45,573 人とピークを迎えました。その後、減少に転じ、平成 26 年度には、22,363 人とピーク時より半減しています。

中学校の生徒数は、昭和 45 年度に 5,997 人であったのが、毎年増加し、昭和 61 年度に 22,550 人とピークを迎えました。その後、減少に転じ、平成 26 年度には、11,194 人とピーク時より半減しています。

(資料 4 「児童・生徒数の推移」参照 P13)

また、平成 26 年 1 月に発表された「枚方市人口推計調査報告書」によると、枚方市の人口は、平成 55 年に約 32 万 7 千人と現在に比べ、約 8 万 2 千人減少すると予測されます。児童生徒数も少子化の影響を受けて、更に大幅な減少が予測されています。

(資料 5 「平成 26 年 1 月 枚方市人口推計調査報告書 (抜粋)」参照 P14)

(2) 学校数

枚方市の小・中学校は、明治初期に小学校 7 校が設立され、昭和 22 年には中学校 1 校が設立されてスタートしています。その後、昭和 40 年代の児童生徒の急増期に入り市街地を中心に分離・開校がなされ、小学校は、昭和 59 年に 47 校、中学校は、昭和 61 年に 20 校となりました。

その後、平成 12・13 年には、学校規模等の適正化を図るため、学校統合を実施し、現在、小学校 45 校、中学校 19 校となっています。

(資料 6 「枚方市立小中学校一覧」参照 P15)

3. 学校規模等における課題

枚方市では、適正な学校規模を「第三次答申」を踏まえ、「改定基本方針」において、次のとおり定めています。

市立小中学校の適正規模を 18 学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は 12 学級以上 24 学級以下、中学校においては、9 学級以上 24 学級以下とする。
--

これにより、適正規模の範囲を下回る学校を小規模校、適正規模の範囲を上回る学校を大規模校、また、学校規模にかかわらず、保有教室がすべて通常学

級と支援学級で使用される、または教室が不足する学校を過密校（以下、これらを「課題校」という。）としています。

平成 26 年 5 月 1 日現在の課題校は、45 小学校のうち 6 校が小規模校、1 校が大規模校になっています。中学校は 19 校のうち 3 校が小規模校、2 校が大規模校となっています。小学校は平成 29 年度以降は、小規模校が増加する傾向があり、中学校は平成 28 年度以降、小規模校はなくなる見込みとなっています。

また、平成 29 年度において、小学校 1 校、中学校 2 校が過密校になると予測されています。

課題校のメリット・デメリットについては、第三次審議会でまとめられたとおりとなっています。

なお、今回、小規模校のメリット・デメリットについては学校聞き取り調査も行われました。

（資料 7 「乳幼児数からの今後の小規模校、大規模校、過密校の一覧表」参照 P17）

（資料 8 「課題校についてのメリット・デメリットについて」参照 P18）

（資料 9 「小規模校のメリット、デメリットについての学校聞き取り調査結果」参照 P19）

4. 「将来における適正な配置等のあり方」の検討に関する今後の方向性について

（1）適正な配置等の基本的な考え方

将来における適正な配置等のあり方の検討にあたっては、次の方策を基本に考えます。

小規模校：学校統合を基本方策として課題解消を図る。 大規模校：通学区域の変更により課題解消を図る。 過密校：通学区域の変更や校舎の増築により課題解消を図る。
--

- ① 小規模校については、今後、児童生徒数が減少することにより、ますます増加すると予測され、学習環境や学校運営に支障をきたすことのないよう、最優先課題と位置づけ、解消を図る必要があります。

このため、中長期的な視点に立ち、学校統合を中心に据え、課題解消を図るものとします。

なお、学校統合の検討にあたっては、子ども達の夢や元気につながるよう、教育現場や保護者・地域の意見も踏まえながら、新しい学校を築いていく観点で進めることとします。

- ② 大規模校については、全市的な少子化傾向により、将来的には適正規模の範囲に向かうものと予測されることから、それまでの間は、学校の実情に応じた適切な支援策を講じる必要があります。
- ③ 過密校については、将来の状況を踏まえる中で、通学区域の変更や校舎の増築等による解消策を検討する必要があります。

(2) 学校統合について

- ① 学校統合における検討対象校の要件について
 - 次の項目に該当する場合は、学校統合における検討対象校とします。
 - ア. 現在または平成 35 年度において小規模校となる小学校及び中学校で、平成 55 年度までの将来推計においても、児童生徒数の増加により適正規模になる見込みがないこと。
(小規模校:小学校については 11 学級以下、中学校については 8 学級以下)
(資料 10「人口推計からの試算による今後の小規模校、大規模校の一覧表 (将来推計)」参照 P20)
 - イ. 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模になるほどの増加がないと予測されること。
- ② 学校統合にあたっての留意事項について
 - ア. 学校統合の進め方について
 - a) 学校統合にあたっては、統合する 3 年程度前までに公表し、オープンな形で進めること。
 - b) 学校統合にあたっては、当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に関係する地域コミュニティなどの理解と協力を得ながら進めること。
 - c) 学校統合にあたっては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる仮称「統合協議会」を設置し、統合校の名称なども含め新しい学校を築く観点で諸課題について協議・検討を進めること。

- d) 統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員相互の交流や合同行事の開催などを通じて、円滑に統合が実施できる仕組みづくりを行うこと。
- イ. 教育環境の充実について
- a) 統合校については、近年の教育内容・教育方法の多様化や学校を取り巻く社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した施設・設備に整備すること。
 - b) 学校統合にあたっては、児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の人事配置など統合後の学校運営や学習環境の充実等についての支援を行うこと。
- ウ. 統合校の学校規模について
- 隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校とならないこと。
- エ. 通学距離について
- 通学距離に配慮した通学区域を設定することが、可能であること。

5. 今後の審議方向

本審議会は、平成26年7月に諮問を受け、「市立の小学校及び中学校の配置等の適正化に関する事項」について、本年1月に至るまで、計5回にわたり審議を行ってきました。この間、慎重かつ真摯に審議を重ね、現時点における方向性について中間答申としてまとめるに至りました。

今後は、この中間答申に示した基本的な事項を踏まえ、具体的な学校統合の方策等について審議を進めることとしており、来年度中に答申としてまとめる予定です。

資料編

